



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	建築住宅局住宅管理課	1
告示	神戸市ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例によるぼい捨て防止重点区域の指定(神戸駅周辺地区・三宮高架南地区)	環境局業務課	2
告示	都市計画法による都市計画の決定又は変更(区域区分ほか)	都市局都市計画課	4
告示	特定生産緑地の指定の解除(伊川谷61生産緑地地区)	都市局都市計画課	5
告示	道路法による道路の区域変更(大倉山線ほか)	建設局道路管理課	6
告示	道路法による道路の区域変更(市道西神1号線)	建設局道路管理課	7
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定	福祉局くらし支援課	8
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	9
告示	生活保護法等による指定施術者の指定	福祉局くらし支援課	10
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	12
公告	都市計画法による都市計画の決定又は変更に伴う図書の縦覧(区域区分ほか)	都市局都市計画課	13
公告	都市計画の変更に伴う都市計画の案の縦覧(神戸国際港都建設計画駐車場ほか)	都市局都市計画課	14
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市垂水区学が丘6丁目)	都市局都市計画課	15
公告	都市公園の区域変更(見津が丘公園)	建設局公園部管理課	16
公告	(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価書の縦覧	環境局環境保全課	17
公告	神戸市環境影響評価等に関する条例に基づく事後調査報告書の概要書の写しの縦覧(六甲アイランド南建設事業、(仮称)神戸道場町太陽光発電所建設事業)	環境局環境保全課	18
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	20
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局配水課	21

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月5日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第29号

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例（令和5年5月条例第3号）附則第1項ただし書に規定する神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）別表第1及び別表第5の改正規定（それぞれ神戸市営新桜の宮住宅の項に甲栄台3丁目を加える部分に限る。）の施行期日は、令和6年1月1日とする。

神戸市告示第480号

神戸市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例（平成20年3月条例第48号）第7条第1項の規定によりばい捨て防止重点区域を令和6年1月1日付けで指定するので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。当該ばい捨て防止重点区域を示す図面は、神戸市環境局業務課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和5年12月5日

神戸市長 久元喜造

当該ばい捨て防止重点区域（別図1、2のとおり）

1. 中央区相生町3丁目の一部
2. 中央区北長狭通2丁目の一部及び北長狭通3丁目の一部

（別図1）



(別図2)



神戸市告示第481号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により次の都市計画を決定又は変更したので、同法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年12月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画の種類及び名称

種類	名称
神戸国際港都建設計画 区域区分	
神戸国際港都建設計画 用途地域	
神戸国際港都建設計画 流通業務地区	西神流通業務地区
神戸国際港都建設計画 流通業務団地	西神第2流通業務団地
神戸国際港都建設計画 工業団地造成事業	西神第4地区工業団地造成事業
神戸国際港都建設計画 地区計画	神戸複合産業団地南地区地区計画
神戸国際港都建設計画 下水道	神戸市公共下水道
神戸国際港都建設計画 生産緑地地区	須磨18生産緑地地区、垂水19生産緑地地区、垂水24生産緑地地区、垂水33生産緑地地区、垂水37生産緑地地区、山田53生産緑地地区、山田61生産緑地地区、有野5生産緑地地区、有野25生産緑地地区、有野26生産緑地地区、有野27生産緑地地区、有野30生産緑地地区、有野31生産緑地地区、有野32生産緑地地区、有野33生産緑地地区、有野71生産緑地地区、有野90生産緑地地区、有馬1生産緑地地区、八多1生産緑地地区、八多27生産緑地地区、八多29生産緑地地区、八多60生産緑地地区、伊川谷7生産緑地地区、伊川谷43生産緑地地区、伊川谷46生産緑地地区、伊川谷61生産緑地地区、伊川谷80生産緑地地区、伊川谷81生産緑地地区、伊川谷84生産緑地地区、伊川谷91生産緑地地区、伊川谷94生産緑地地区、伊川谷110生産緑地地区、伊川谷111生産緑地地区、伊川谷122生産緑地地区、玉津28生産緑地地区、玉津29生産緑地地区、玉津34生産緑地地区、玉津43生産緑地地区、玉津52生産緑地地区、玉津53生産緑地地区、玉津54生産緑地地区、玉津132生産緑地地区及び玉津138生産緑地地区

神戸市告示第482号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように告示する。

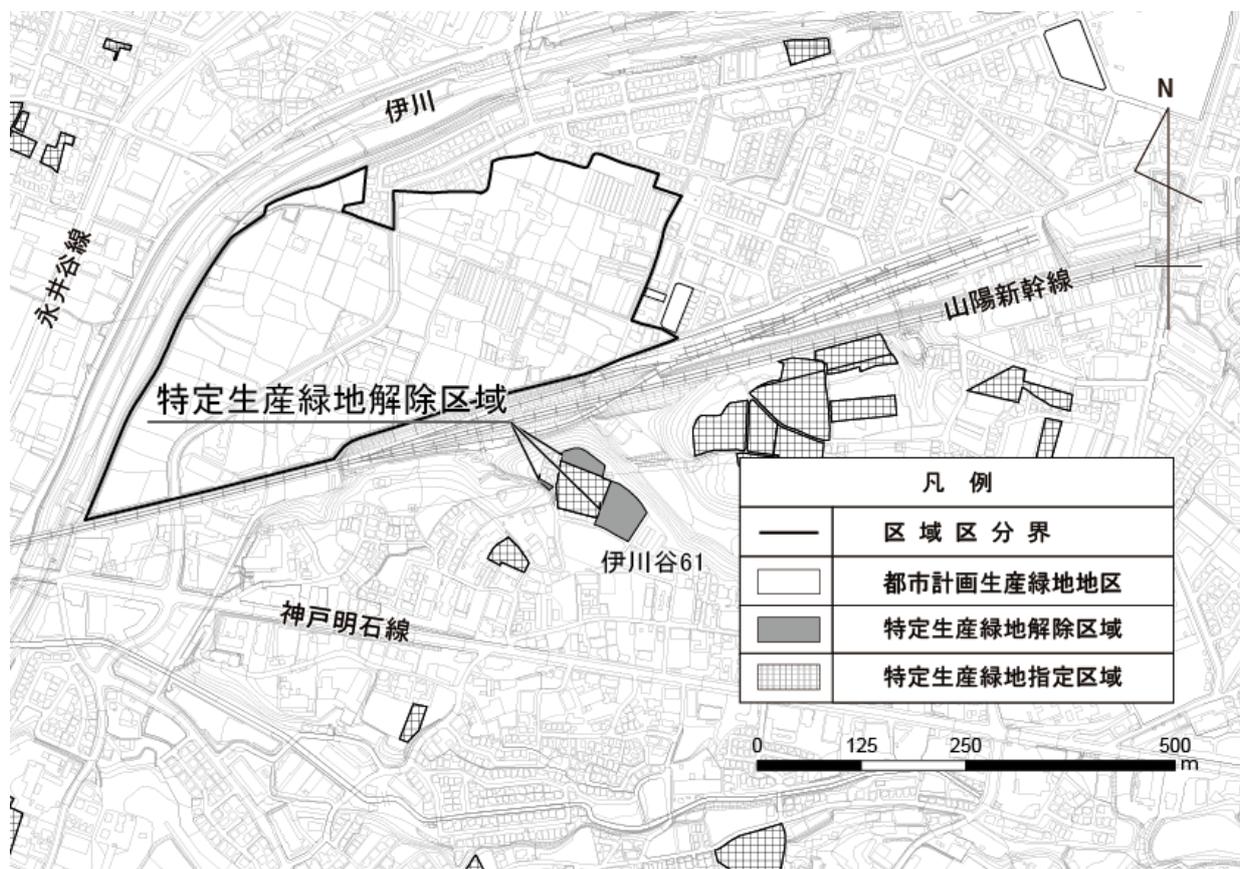
令和5年12月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

生産緑地地区名称	位置（代表地番）	特定生産緑地の指定を解除した面積（ha）
伊川谷61	西区伊川谷町別府128	0.33

「区域は指定図表示のとおり」



特定生産緑地指定図

神戸市告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年12月19日まで一般の縦覧に供する。

令和5年12月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新 旧 別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	大倉山線	神戸市兵庫区菊水町10丁目 1番7地先から	新	163.00	最大 31.10 最小 14.00
		神戸市兵庫区菊水町10丁目 30番6地先まで	旧	163.00	最大 21.60 最小 16.00
市道	夢野墓地線	神戸市兵庫区菊水町10丁目 1番7地先から	新	163.00	最大 31.10 最小 14.00
		神戸市兵庫区菊水町10丁目 30番6地先まで	旧	163.00	最大 21.60 最小 16.00
市道	湊方面第 101号線	神戸市兵庫区菊水町9丁目 6番69地先から	新	7.00	最大 5.40 最小 3.80
		神戸市兵庫区菊水町9丁目 6番69地先まで	旧	7.00	最大 2.80 最小 2.70

神戸市告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年12月19日まで一般の縦覧に供する。

令和5年12月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	西神1号線	神戸市西区押部谷町高和字 北山1440番2地先から 神戸市西区押部谷町高和字 北山1440番2地先まで	新	157.90	最大 20.30 最小 11.40
			旧	157.90	最大 44.10 最小 23.40

令和5年12月5日 神戸市公報第3837号

神戸市告示第485号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年12月5日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
マリーゴールド薬局	神戸市西区持子3丁目59番地1	令和5年7月1日
訪問看護ステーション ちいきと暮らす	神戸市中央区多聞通2丁目3番15号	令和5年10月1日
アップル訪問看護ステーション	神戸市中央区加納町2丁目10番2号	令和5年10月1日

令和5年12月5日 神戸市公報第3837号

神戸市告示第486号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年12月5日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
まどか居宅支援センター	(新)神戸市長田区二葉町3丁目1番10号 (旧)神戸市長田区久保町3丁目1番2号	株式会社まどか	神戸市長田区久保町3丁目1番2号	令和5年8月1日	居宅介護支援（ケアプラン作成）
居宅介護支援事業所 エガオプラン	(新)神戸市東灘区岡本3丁目5番16号 (旧)神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号	合同会社スマイルアルファ	神戸市東灘区本山中町3丁目1番12号	令和5年10月6日	居宅介護支援（ケアプラン作成）
f i r s t u n i . 訪問看護ステーション	(新)神戸市北区鈴蘭台西町2丁目3番18号 (旧)神戸市北区鈴蘭台西町3丁目11番1号	株式会社divAc e's	神戸市北区泉台3丁目2番地の6	令和5年10月5日	訪問看護 介護予防訪問看護

神戸市告示第487号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年12月5日

神戸市長 久元喜造

1. あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
戸上直子（いこい鍼灸マッサージ院）	戸上直子	神戸市東灘区甲南町3丁目2番2号	令和5年5月1日

2. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
住田達二（からだ整骨院 大久保院）	住田達二	明石市大久保町大窪315番地3	令和5年11月1日
中野文貴（からだ接骨院 新長田院）	中野文貴	神戸市長田区若松町5丁目5番1号	令和5年11月1日
阪本龍之介（からだ接骨院 王子公園院）	阪本龍之介	神戸市灘区水道筋5丁目3番地4	令和5年11月1日
戸上直子（いこい鍼灸マッサージ院）	戸上直子	神戸市東灘区甲南町3丁目2番2号	令和5年5月1日

3. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
園原瑞穂（からだ接骨院 明石院）	園原瑞穂	明石市大明石町1丁目4番1号	令和5年11月1日
富田美穂（からだ接骨院 大久保院）	富田美穂	明石市大久保町大窪315番地3	令和5年11月1日
品川智也（からだ接骨院 大蔵谷院）	品川智也	神戸市西区伊川谷町有瀬777番地1	令和5年11月1日

令和5年12月5日 神戸市公報第3837号

山本 桐子（からだ接骨院 新長田院）	山本 桐子	神戸市長田区若松町5丁目5番 1号	令和5年11月1日
久保田 桂介（からだ整骨院 名谷院）	久保田 桂介	神戸市須磨区中落合2丁目3番 3号	令和5年11月1日
阪本 龍之介（からだ接骨院 王子公園院）	阪本 龍之介	神戸市灘区水道筋5丁目3番地 4	令和5年11月1日

令和5年12月5日 神戸市公報第3837号

神戸市告示第488号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年12月5日

神戸市長 久元喜造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
木下 隼（訪問鍼灸 たか）	木下 隼	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目1番6 番1号	令和5年10 月31日
木下 隼（訪問鍼灸 たか兵庫治療院）	木下 隼	神戸市兵庫区上沢通7丁目1番9 号	令和5年10 月31日

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により次の都市計画を決定又は変更したので、同法第20条第2項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和5年12月5日

神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画の種類及び名称

種類	名称
神戸国際港都建設計画 区域区分	
神戸国際港都建設計画 用途地域	
神戸国際港都建設計画 流通業務地区	西神流通業務地区
神戸国際港都建設計画 流通業務団地	西神第2流通業務団地
神戸国際港都建設計画 工業団地造成事業	西神第4地区工業団地造成事業
神戸国際港都建設計画 地区計画	神戸複合産業団地南地区地区計画
神戸国際港都建設計画 下水道	神戸市公共下水道
神戸国際港都建設計画 生産緑地地区	須磨18生産緑地地区、垂水19生産緑地地区、垂水24生産緑地地区、垂水33生産緑地地区、垂水37生産緑地地区、山田53生産緑地地区、山田61生産緑地地区、有野5生産緑地地区、有野25生産緑地地区、有野26生産緑地地区、有野27生産緑地地区、有野30生産緑地地区、有野31生産緑地地区、有野32生産緑地地区、有野33生産緑地地区、有野71生産緑地地区、有野90生産緑地地区、有馬1生産緑地地区、八多1生産緑地地区、八多27生産緑地地区、八多29生産緑地地区、八多60生産緑地地区、伊川谷7生産緑地地区、伊川谷43生産緑地地区、伊川谷46生産緑地地区、伊川谷61生産緑地地区、伊川谷80生産緑地地区、伊川谷81生産緑地地区、伊川谷84生産緑地地区、伊川谷91生産緑地地区、伊川谷94生産緑地地区、伊川谷110生産緑地地区、伊川谷111生産緑地地区、伊川谷122生産緑地地区、玉津28生産緑地地区、玉津29生産緑地地区、玉津34生産緑地地区、玉津43生産緑地地区、玉津52生産緑地地区、玉津53生産緑地地区、玉津54生産緑地地区、玉津132生産緑地地区及び玉津138生産緑地地区

神戸市公告

都市計画を決定又は変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を令和5年12月5日から同月19日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

令和5年12月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類	2 都市計画を変更する土地の区域
神戸国際港都建設計画駐車場	<第28号王子駐車場> 神戸市灘区王子町2丁目
神戸国際港都建設計画公園	<5.5.1号王子公園> 神戸市灘区王子町2丁目、王子町3丁目及び青谷町1丁目
神戸国際港都建設計画地区計画	<王子公園地区地区計画> 神戸市灘区王子町2丁目、王子町3丁目及び青谷町1丁目 <北鈴蘭台駅西地区地区計画> 神戸市北区甲栄台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目

3 都市計画の案の縦覧場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル6階

都市局都市計画課

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年12月5日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市垂水区学が丘6丁目1番1の一部、1番2の一部、学が丘7丁目864番77の一部、864番79、864番80、864番81、864番85の一部、864番100の一部、864番174、864番175、864番176、864番177、864番178、864番179、864番180、864番181、864番182、864番183、864番184、864番186、多聞町字小束山864番78の内7工区
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号
パナソニック ホームズ株式会社
代表取締役 井上 二郎
兵庫県明石市大明石町2丁目1番32号
積水ハウス株式会社 神戸支店
支店長 原口 貴彦
- 3 許可番号
平成30年2月22日 第6859号
(変更許可 平成30年10月10日 第1324号
変更許可 令和元年9月25日 第1350号
変更許可 令和4年5月16日 第1484号)

神戸市公告

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年12月5日

神戸市長 久 元 喜 造

1 区域を変更する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
見津が丘公園	西区見津が丘3丁目	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	縮小

(2)供用開始の年月日

令和5年12月5日

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第23条第1項の規定により次の対象事業に係る環境影響評価書の提出があったので、同条第2項の規定により公告するとともに、当該評価書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年12月5日

神戸市長 久元 喜造

1 対象事業の概要

(1) 対象事業の名称

（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：神戸市

代表者：神戸市長 久元 喜造

所在地：神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(3) 対象事業の位置

神戸市西区押部谷町木津

(4) 対象事業の種類及び規模

工業団地及び流通業務団地の造成 全体面積 約100ha（第1類事業）

2 縦覧の期間、場所

(1) 縦覧の期間

令和5年12月5日（火曜）から （土曜、日曜、祝日を除く）

(2) 縦覧の場所

神戸市環境局環境保全課

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザ EAST 2階

(3) 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により、次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年12月5日

神戸市長 久元 喜造

1 対象事業の概要

事業の名称	六甲アイランド南建設事業	(仮称) 神戸道場町 太陽光発電所建設事業
事業者の 名称	①国（国土交通省近畿地方整備局） ②神戸市 ③大阪湾広域臨海環境整備センター	熊本鉄構株式会社
代表者	①国土交通省近畿地方整備局長 見坂 茂範 ②神戸市長 久元 喜造 ③理事長 服部 洋平	代表取締役 荒瀬 雅之
事業者の 所在地	①大阪府中央区大手前3丁目1番41号 （大手前合同庁舎） ②神戸府中央区加納町6丁目5番1号 ③大阪府北区中之島2丁目2番2号	熊本県宇城市松橋町古保山 2715番地7号
事業の種類 及び規模	公有水面の埋立（286ha） 防波堤の建設 第八南防波堤（延長 1,200m） 第九防波堤（延長 600m） 廃棄物最終処分場の整備 （面積 88ha）	太陽光発電所の建設 自然地の改変面積約19ha
対象事業の 位置	神戸市東灘区向洋町地先水面	神戸市北区道場町生野字 ロクゴ、塩田字東山上、 平田字片山

2 縦覧の期間

令和5年12月5日（火曜）から12月18日（月曜）まで

3 縦覧の場所

神戸府中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST 2階
神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市水道告示第25号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年12月5日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
40428	高田建設工業	加古川市加古川町大野 300-1	高田 達也	令和5年11月29日

神戸市水道告示第26号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年12月5日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42324	水道工事屋 O n e	宝塚市売布東の町 15-35 メゾン東林 203	田口 竜佑	令和5年11月30日
40428	株式会社 高田建設工業	加古川市加古川町大野 300番地の1	高田 達也	令和5年11月30日
42325	環協株式会社	京都府京都市伏見区 下鳥羽東芹川町 50番地	大田 吉久	令和5年11月30日
42326	株式会社 川本工務店	神戸市東灘区魚崎南町 4丁目 16-20	川本 康晴	令和5年11月30日
42327	トータルサポート	大阪府大阪市平野区 瓜破東 8-4-14-3	井上 浩二	令和5年11月30日
42328	有限会社森山商店	伊丹市南本町 5丁目 3番 2号	森山 裕美子	令和5年11月30日